

京都府内で
介護福祉士・社会福祉士
として働きたい方へ



修学費用を
お貸しします



返還免除制度あり

無利子

入学準備金
(最大、1回限り)

20万円

就職準備金
(最大、1回限り)

20万円

修学資金
(最大、1月あたり)

月5万円

国家試験
受験対策費用
(介護福祉士のみ)

1年度あたり
4万円
(上限8万円)

+生活費加算(生活保護世帯又はそれに準ずる経済状況の世帯の方のみ)

申請対象者 (※養成施設の推薦が必要です)

養成施設を卒業後、
介護福祉士又は社会福祉士の資格を取得・登録し、京都府内の
福祉施設等に就職を希望されている方

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会
総務企画部 福祉経営推進課

☎075-252-6292 (平日8:30~17:00)



詳しくはコチラ

申請から送金までの流れ

対象となる要件を満たし 審査で認められた方に、貸付金を無利子でお貸しします。

● 申請

- ・ 在学している養成施設の担当窓口へ、貸付申請書類一式を提出

● 審査・貸付決定

- ・ 京都府社会福祉協議会において申請書類を審査し、貸付の可否を決定
- ・ 養成施設を経由して貸付手続きの御案内又は不承認通知を送付

● 契約

- ・ 養成施設を経由して、借用証書等の必要書類を京都府社会福祉協議会に提出

● 送金

- ・ 前期分、後期分に分けて年2回送金
- ・ 就職準備金は、内定通知書の写しを提出後に送金



連帯保証人について

申請にあたっては、保証能力のある連帯保証人（個人又は法人）が必要です。

貸付金の返還免除について



下記のすべての要件を満たすと、返還は免除されます。

① 養成施設卒業の日から1年以内に介護福祉士又は社会福祉士として登録

※やむを得ない事由で社会福祉士国家試験が受験できなかった場合又は合格できなかった場合には、「養成施設の卒業年次の翌々年度の国家試験に合格した日」が期限となります。

② 京都府内の福祉施設に就職

③ 介護又は相談援助の業務に5年間従事

※従事期間は、介護福祉士又は社会福祉士の登録が完了した月から算定します。

※従事期間が5年に満たない場合でも、返還の一部が免除される場合があります。

④ 府社協が提出を依頼する書類（資格登録届、従事期間証明書等）を遅滞なく提出したとき

※返還免除要件を満たさなかった場合は、貸付金は全額返還となります。